

生活保護のてびき

～生活保護を正しく知って、立ち行かない暮らしから脱却しましょう～



2022.2.1改訂版

黒部市社会福祉事務所（黒部市役所福祉課）

〒938-8555 黒部市三日市1301番地
電話：0765-54-2111 FAX:0765-54-4115

目次

●生活保護とは	1
●生活保護を利用するまでの流れ	2
●生活保護の種類と内容	5
●保護が決定されたら守らなければならないこと	6
●届け出た内容に対する調査について	7
●保護開始前に保有していた資産について	7
●保護費を返還していただく場合	8
●生活保護が停止・廃止される場合	9
●問い合わせ・相談先	10

生活保護とは

病気や高齢のため働けなくなった、生計を担ってきた人が亡くなったなど、生活が成り立たなくなる場合があります。そんな時でも、憲法第25条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」ができるように生活保護法による支援を受けられる制度です。

■保護の原則

①保護の補足性（法第4条関係）

生活保護法では、最低限度の生活を維持するために利用できる資産、能力その他あらゆるものを活用することになっています。扶養義務者の扶養や他の法律による扶助は、保護に優先して行われます。

②基準及び程度の原則（法第8条関係）

生活保護は、「世帯」を単位に受けることができます。あなたの世帯が持つ金銭や物品を活用しても国が定める基準（最低生活費）に満たない不足分を補う程度に支給されます。

■権利と義務

（1）権 利

- ・ 正当な理由なく、保護費を減らされたり生活保護を利用できなくなることはありません。
- ・ 受け取る保護費や保護の物品に対して、税金をかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。

（2）義 務

・ 譲渡禁止（法第59条関係）

保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。

・ 生活上の義務（法第60条関係）

働ける方はその能力に応じて働き、自ら健康の保持と増進に努め、支出の節約を図り、生活の維持・向上に努めなければなりません。

・ 届出の義務（法第61条関係）

収入や世帯員の状況に変化があった時は、すみやかに福祉事務所に届け出なければなりません。

・ 指示等に従う義務（法第62条関係）

生活の維持向上や保護の目的を達成するために必要な指導や指示を受けたときは、これに従わなければなりません。

・ 費用返還義務（法第63条、78条関係）

急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた時や不実の申請や不正な手段によって保護を受けた時は、費用を返還しなければなりません。

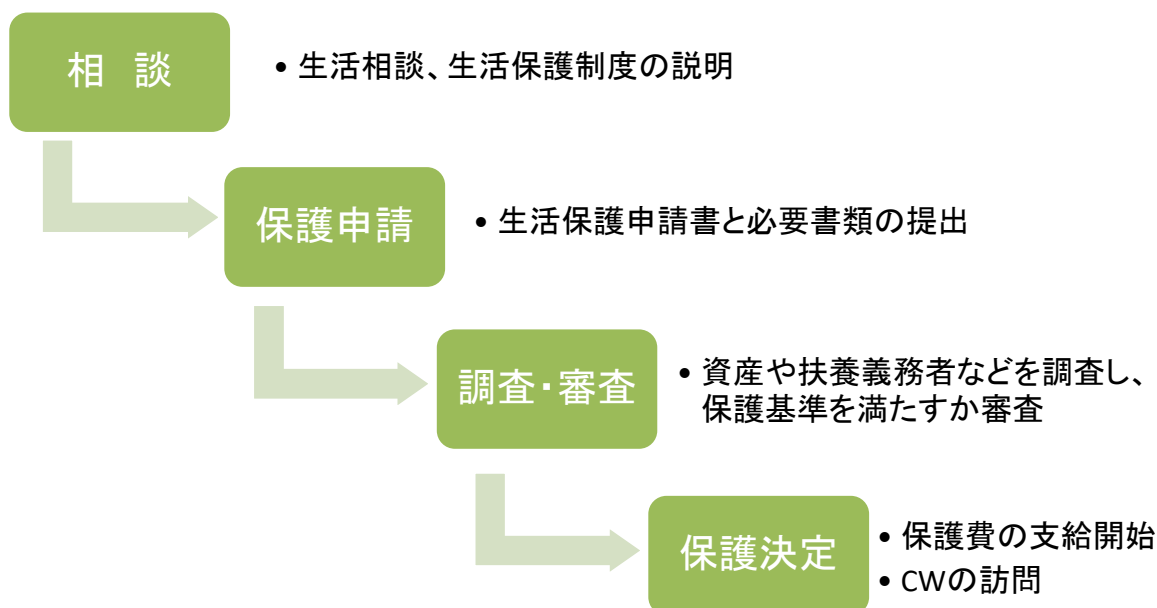
生活保護を利用するまでの流れ

生活保護は、本人の意思で申請することが必要です。何らかの事情で本人が申請できない場合は、親族が代理で申請することもできます。

生活保護以外にも問題解消に役立つ支援制度があれば、その利用についてもご協力します。

■生活保護を利用するまでの手続き

生活保護は次のような手続きを経て受給することになります。



生活保護は条件を満たせば、誰でも平等に受けることができる権利です！

生活保護を利用することは、決して恥ずかしいことはありません。

あなたの相談内容や秘密は必ず守られますので、安心してご相談ください。

■①相 談

生活が成り立たなくなった、生活保護を受けたいと思ったら福祉事務所に相談してください。相談時には、生活状況や資産状況、ご親族との交流状況などを確認させていただきます。

相談の中で、生活保護制度についての説明を受け、生活保護が必要な場合には申請してください。

電話相談もできますので、気軽にご相談ください。



■②申 請

生活保護は、本人の意思で申請することが必要です。申請の際は、印鑑を忘れないようにしましょう。その他、世帯の収入や医療・介護に要する金額が分かる書類や生命保険等の証書、親族の連絡先などが分かる資料がある場合は、申請時にご持参願います。

また、何らかの事情で本人が申請できない場合は、親族が代理で申請することもできます。窮迫した状況にあるときは、申請がなくても福祉事務所が職権で保護を開始する場合があります。

■③調査・審査

生活保護がどの程度必要な状況にあるかを審査するため、次のような調査を行います。

◇資産調査

預貯金、生命保険、土地家屋、自動車、高価な貴金属など売却や活用が可能な資産がないか調査します。

活用できる資産がある場合は、その資産を売却して最低生活費に充てていただくことがあります。

自動車など原則として保有を認められない資産もありますので、個別にご相談ください。

◇能力調査

稼働能力の有無について確認します。働ける能力がある方は、その能力に応じて働く必要があります。

病気や障がい、その他の理由で働けない方は、その問題解決を優先します。

◇扶養義務について

親、子ども、兄弟姉妹など民法上の扶養義務がある方に経済的、精神的な支援が可能か照会します。

扶養義務者から援助を受けることができる場合は、その支援を受けてください。援助してくれる親族がいることを理由に生活保護を受けられないということはありません。

また、DVや虐待、要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養義務の履行が期待できないと判断できる場合は、親族への扶養照会を見合わせることもありますので、事前にご相談ください。

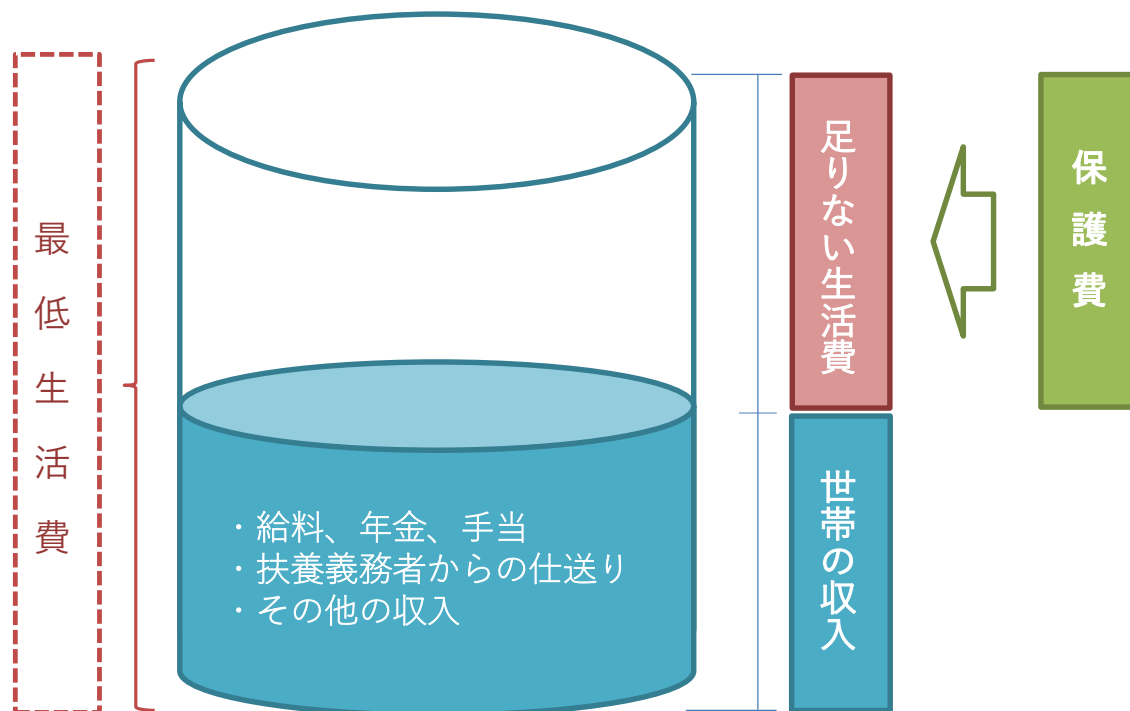
◇ほかの制度の活用

生活保護以外にも年金や各種手当、医療費助成、健康保険など暮らしを支援する様々な制度があります。

あなたの生活課題を解決するために、利用できる制度は、生活保護よりも優先して活用していただきます。

■④保護決定

生活保護費は、国が定める基準（最低生活費）と世帯全員の収入を比べて、最低生活費に足りない分が保護費として毎月支給されます。



最低生活費：食費・被服費・光熱費などの生活費、家賃などの住宅費、義務教育に必要な教育費、介護費、医療費、出産費、生業のための費用などを合計した1カ月分の生活費

※最低生活費は、世帯の状況や人数や年齢、時期等によって異なります。

世帯収入：働いて得た収入のほか、年金・恩給、手当、仕送り、財産収入、預貯金、保険金、資産売却収入など、世帯のすべての収入の合計額

※働いて得た収入のうち、一定額については収入とみなさない控除額が認められます。

｜審査結果の通知｜

原則として、申請した日から14日以内（特別な事情で調査に時間を要する場合は最長30日以内）に審査結果が通知されます。

申請が却下されるなど結果に納得がいけない場合は、3カ月以内に富山県知事に対して審査請求することができます。

生活保護の種類と内容

生活保護には、次の8つの扶助費があり、国が定める基準の範囲内で支給されます。

日常生活に必要な費用に対して支給されます。

食費、被服費などの世帯員の年齢に応じて算定される個人的経費と光熱水費などの世帯共通費用を合算して算定されます。

生活扶助

賃貸アパートの家賃、地代、住宅の修繕などの費用に対して、限度額の範囲内で支給されます。

住宅扶助

義務教育を受けるために必要な費用に対して支給されます。

学校給食費や学用品費、教材費、クラブ活動費などが支給対象となります。

教育扶助

介護保険制度の要介護認定を受けた方が、介護サービスを利用した際に必要な自己負担（1割分）が支給され、必要な介護サービスが現物支給されます。

介護扶助

保険適用内の必要な医療費は現物支給され、自己負担はありませんが、事前に福祉事務所に連絡する必要があります。また、治療材料や施術なども要件に当てはまる場合は、支給可能なものもあります。

医療扶助

出産にかかる費用に対して、限度額の範囲内で支給されます。

出産扶助

高等学校等に就学するための費用や就職のために必要な技能や資格を修得するために要する費用に対して、限度額の範囲内で支給されます。

生業扶助

世帯員が亡くなった際に必要な葬儀費用に対して、限度額の範囲内で支給されます。

葬祭扶助

◆就労自立給付金：安定した職業に就いたこと等により生活保護を必要としなくなった方に支給できる場合があります（上限額：単身世帯10万円、多人数世帯15万円）。

◆進学準備給付金：生活保護を受けていた世帯の子どもが、大学や専門学校等に進学した際に支給されます（転居する者30万円、その他の者10万円）。

保護が決定されたら守らなければならないこと

あなたは保護を受ける権利がある一方、義務もあります。保護開始後は、次のことを守ってください。

■届け出や申告をしなければいけないこと（法第61条関係）

- ①世帯の収入に変化があったとき。
- ②働き始めたり、転職、離職をするとき。
- ③世帯の人数や状況に変化があるとき（出産、死亡、転入転出、入学、卒業、退学、結婚等）。
- ④介護保険サービスを受けたいときやサービスを変更しようとするとき。
- ⑤医療機関にかかりたいとき。
- ⑥入院や退院をしたとき。
- ⑦家賃や地代が変わったり、転居しようとするとき。
- ⑧各種障害手帳や障害年金、各種手当の取得、喪失、更新（等級の変更）があったとき。
- ⑨健康保険（社会保険）の加入、喪失、内容変更があったとき。
- ⑩自立支援医療、指定難病医療の受給者証の取得、喪失、更新があったとき。
- ⑪自分の力で生活できる見通しがついたとき。
- ⑫その他、生活の状態が変わったとき。

■努力しなければいけないこと（法第60条関係）

- ①働くことができる方は、その能力に応じて、働いて収入を増やすようにしてください。就労支援員による支援や有効と認められる場合は技能習得費等を受けることができます。
- ②家計の節約を図り、生活の維持、向上に努力してください。
- ③住宅の家賃や給食費、教材費等は、それぞれの支給目的のために使い、滞納しないでください。
- ④自分の体調や生活習慣を定期的に見直し、健康な生活を維持・向上できるよう努めてください。
- ⑤病気等で働くことが難しい方は、医師の指示に従って、治療に専念してください。
- ⑥年金や各種手当など利用できる社会保障制度はすべて活用してください。
- ⑦未利用の土地や建物などの保有資産を有効に活用してください。
- ⑧親・子・兄弟姉妹・親せきなど扶養義務者から援助を受けることができる場合は、仕送り等の援助を受け、生活に役立ててください。

■その他（法第59条、62条関係）

- ①保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。
- ②福祉事務所が、生活の維持向上、その他保護の目的達成のために必要な指導や指示をしたときは、これに従ってください。正当な理由なく従わない場合は、保護の変更、停止、または廃止をすることがあります。

届け出た内容に対する調査について

福祉事務所では、生活保護を適正に行うため、生活保護法第29条に基づき、必要に応じて次のような調査を行い、届け出された内容等の確認をします。

- ◇課税調査・・・雇用主が申告した給与の支払い額や年金額を住民票のある自治体に確認します。
- ◇金融機関調査・・・銀行口座の有無や預金残高、口座の入出金状況を金融機関に照会します。
- ◇就労先調査・・・雇用主に出勤状況や給与の支払い額等を照会します。
- ◇保険調査・・・生命保険等への新規加入の有無、保険会社の支払い状況等を照会します。
- ◇資産調査・・・土地や建物、自動車の保有状況等を照会します。
- ◇扶養照会・・・扶養義務者に経済的、精神的な支援が可能か照会します。
※DVや虐待など特別な事情がある場合は、親族への照会を行わないこともありますので、事前にご相談ください。

保護開始前に保有していた資産について

保護開始前に保有していた資産のうち、次のような資産は保有を認められず、処分等を行っていただく必要があります。ただし、一定の条件のもとに保有が認められる場合もありますので、個別にご相談ください。

- 保有する現金や預貯金は生活費にあててください。
- 自動車やバイク（125cc以下を除く）、他人名義の車の使用は、原則として認められません。
- 生命保険等に加入している場合は、原則として解約して返戻金を生活費にあててください。
- 貴金属、証券、債券、株券などは処分して、生活費にあててください。
- 遊休資産（未利用の土地・建物）は、早急に賃貸や売却を図ってください。
- 一定の条件を満たす居住用不動産がある場合は、その不動産を担保に富山県社会福祉協議会から生活費の貸付を受けられます（要保護世帯向け不動産担保型生活資金）。

この制度を活用できる場合は、利用してください。

保護費を返還していただく場合

次のような場合は受給された保護費を返還していただくことがあります。

■差し迫った事情のため、使える資力がありながら保護費を受けた場合

- ・保有を認められない土地や建物などの資産を売却したとき。
- ・生命保険の解約返戻金や保険金（満期・特約）、給付金を受けたとき。
- ・各種年金や手当などをさかのぼって受給したとき。
- ・交通事故などの示談金、慰謝料、補償金などを受け取ったとき。
- ・確定申告により生活保護受給期間中の就労収入に対する所得税の還付を受けたとき。
- ・財産を相続したとき。

■世帯の状況に変化があった場合

世帯員の入院や施設入所、転出など世帯の状況が変化し、本来支給すべき保護費が減額となる場合は、過大に支給した保護費を返還していただくことがあります。

■不正に保護費を受けた場合

収入や世帯の状況等について、事実と異なる届け出をしたり、収入を得たにも関わらず届け出をしない等により不正に受給した保護費は、その分を徴収します。

悪質な場合は、罰則や刑法などにより処罰されることがあります。

生活保護が停止・廃止される場合

次のような場合は生活保護が停止または廃止されます。

■生活保護を必要としなくなった場合

- ・世帯の収入が増え、最低生活費の基準額を上回った場合
- ・世帯員が施設入所したことにより最低生活費が減り、世帯の収入が基準額を上回った場合
- ・就労収入のある方が同居することになり、世帯の収入が基準額を上回った場合

など

■生活保護法第62条に規定される指示等に従う義務に反する場合

- ・福祉事務所が行う訪問調査を正当な理由なく拒んだ場合
- ・福祉事務所が医療機関での検診を指示したにも関わらず、正当な理由なく拒んだ場合
- ・福祉事務所が保護の目的を達成するために必要な指示や指導を受けたにも関わらず、正当な理由なく、これに従わない場合

など

■福祉事務所の地区担当ケースワーカー

地区担当ケースワーカーは、定期的な家庭訪問などを行い、相談に応じるとともに適正な保護の決定を行うために、収入や生活状況についてお伺いします。

あなたの世帯が、健康で文化的な自立した生活を営めるように必要な指導・助言を行います。秘密は守りますので、困ったことや分からないことがある場合はいつでもご相談ください。

■民生委員

民生委員は、それぞれの地域で生活に困っている方の相談にのってくれます。相談内容を他の人に話すようなことはありませんので、安心してご相談ください。

担当ケースワーカーが必要と判断したときは、民生委員に家庭訪問等を依頼することがあります。

連 絡 先

実施機関	黒部市社会福祉事務所（福祉課内）
住 所	〒938-8555 黒部市三日市1301番地
電 話	0765-54-2111(代表)
担当者ワーカー	
担当民生委員	